

区条例等における区民参加の規定について

◆ 既に区の各分野における条例においては、区民参加を始めとして区民の権利・責務・協働等に係る規定を行っている。

◆ 今後、協治（ガバナンス）を区政運営の基本として、どのようにルール（制度）化していくか、検討する必要がある。

- 墨田区情報公開条例
- 墨田区個人情報保護条例
- 墨田区行政手続条例
- 墨田区まちづくり条例
- 墨田区地域防災基本条例
- 墨田区災害復興基本条例
- 墨田区女性と男性の共同参画基本条例
- 墨田区安全で安心なまちづくり推進条例
- すみだ環境基本条例
- 墨田区中小企業振興基本条例
- 墨田区住宅基本条例

.....

1. 上記、区条例における区民の権利・責務・協働等に係る規定（抜粋）

墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号）

（目的）

第1条 この条例は、区民の知る権利を尊重し、区民の区政情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、…

墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）

（目的）

第1条 …自己情報の開示、訂正等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、区民の基本的人権を守り…

（区民の責務）

第5条 区民は、相互に基本的人権を尊重し、個人情報を保護することの重要性を認識するとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

墨田区行政手続条例（平成7年墨田区条例第26号）

（目的）

第1条 …処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって区民の権利利益の保護に資することを目的とする。

墨田区まちづくり条例(平成16年墨田区条例第21号)

(まちづくり基本理念)

第3条 …世代をつなぐ活気のある住みよいまちを実現するため、区民等、事業者及び区は、それぞれの役割を担い、協働してまちづくりに取り組むものとする。

(区民等の役割)

第4条 区民等は、まちづくり基本理念に基づき、地域の特色を生かし、個性ある豊かなまちを実現するため、地域の発想を大切にしながら、地域ごとのまちづくりに自主的に参画することができる。

2 区民等は、子供から高齢者まで、すべての世代において、まちづくりに取り組むものとする。

墨田区地域防災基本条例(昭和54年条例第18号)

(基本方針)

第3条 …区と区民が、自治と連帯のもとに一体となって、逃げないですむ安全なまちづくりと自主的な防災活動を推進することを基本とする。

(区民等の責務)

第5条 区民は、常に自らも防災のための備えをするとともに、地域の連帯意識のもとに、自主的な地域防災ができるよう相互の協力し、防災のためのまちづくりに努めなければならない。

墨田区災害復興基本条例(平成16年墨田区条例第16号)

(復興の基本理念)

第3条 区民、事業者及び区が協働して復興対策を推進することにより、墨田区基本構想の具体化を目指すこととする。

(区民等及び復興区民組織の責務)

第6条 区民等は、自主的に、かつ、相互に協力し、自らの生活及び生業の復興並びに地域協働復興に努めなければならない。

(区民等の参画と協働による復興の推進)

第7条 区長は、災害からの復興に際しては、区民等の参画と協働を保障し、地域住民の力を最大限に活かした復興を推進するものとする。

墨田区女性と男性の共同参画基本条例(平成17年墨田区条例第52号)

(基本理念)

第3条 …すべての人が性別による差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、社会のあらゆる分野における活動について、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。

(区、区民、事業者及び地域団体の協働)

第8条 区、区民、事業者及び地域団体は、協働して男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

墨田区安全で安心なまちづくり推進条例(平成17年墨田区条例第54号)

(区民の責務)

第4条 区民は、自らの安全を確保するために必要な措置を講ずるとともに、相互に協力して地域における生活安全に関する活動を推進するよう努めるものとする。

すみだ環境基本条例（平成17年墨田区条例第57号）

（基本理念）

第3条 環境の共創は、区民及び事業者が環境に関する十分な情報を知り、環境に係る施策の決定等に参画することを通じ、良好で安全かつ快適な環境のもとで生活する権利を実現できるように行われなければならない。

（区民及び事業者の責務）

第5条 区民及び事業者は、日常生活及び事業活動が環境への負荷を与えていることを認識し、環境への配慮を行うとともに、身近な環境を常に見つめつつ、地域のコミュニティを生かし、環境の共創を図るように努めなければならない。

墨田区中小企業振興基本条例（昭和54年条例第17号）

（基本方針）

第3条 中小企業の振興は、…その特性に応じた総合的な施策を、国その他の機関の協力を得ながら、企業、区民及び区が、自治と連帯のもとに一体となって推進することを基本とする。

墨田区住宅基本条例（平成4年墨田区条例第11号）

（区民及び事業者の責務）

第5条 区民は、良質な住宅及び良好な住環境の維持及び改善に努めるものとする。

2 事業者は、良質な住宅の建設及び良好な住環境の形成に努めるとともに、区長の実施する住宅施策に協力するよう努めなければならない。

2. 地方自治法における住民の権利・義務・直接参政に係る規定

住民の権利・義務

第10条 住民の権利義務（属する地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。）

選挙権・被選挙権

第11条 住民の選挙権（地方公共団体の選挙に参加する権利を有する。）

第18条 選挙権（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。）

第19条 議員及び長の被選挙権

直接請求権

第12条 条例の制定改廃請求権及び事務の監査請求権

第13条 議会の解散請求権及び主要公務員の解職請求権

第242条 住民監査請求

第242条の2 住民訴訟

地域自治区

第202条の4～9 地域自治区

※ なお、地方自治法に基づく墨田区における選挙の投票率の推移については、参考資料5のとおり